

## 鴨緑江中洲開墾考

山 本 進

はじめに

朝鮮は建国以来鴨緑江と豆満江を中朝国境であると主張し、当初は元朝の直接支配下に置かれていた鉄嶺以北の地すなわち現在の咸鏡北道の領有権を継承しようとした明朝も、結局これを受け入れた。明を倒して朝鮮の新たな宗主国となった清も明代の国境線を継承し、両江の源流の先に聳える白頭山の山麓に定界碑を建立した。

一方、旧満洲には女真族の部落が点在し、彼らの一部は朝鮮領内にも居住していた。明はこの地に羈縻衛を設置し、女真族首長を都指揮使などに任命して朝貢を許可することにより、彼らを間接的に統治した。

中朝国境における朝鮮側の表玄関は鴨緑江下流南岸に位置する義州であった。義州府尹は両国使節の迎接、対岸動静の監視、密貿易や越境者の取締りなど、外交・防衛・治安維持において重要な責任を負っていた。これらの業務を遂行するためには多大な物資と人員が必要になるが、同地は慢性的な財政不足に苦しみ、朝鮮前期には義州の疲弊と窮乏が朝廷でしばしば取り沙汰された。特に世宗期以来断続的に実施された長城修築は義州にとって大きな負担となった<sup>(1)</sup>。

義州付近の鴨緑江は上流と比べ傾斜が緩やかであり、更に北から鬩河が合流することにより、両江の上流から運ばれてきた肥沃な土壌がこの辺りで堆積し、数多くの中洲が生成されている。しかし中洲の領有権は両国間で確定されておらず、もし朝鮮がここを開墾すると、外交上の紛争を生起させる可

能性があった。一方明朝も対女真防衛のため遼東辺牆を延伸し、東八站到鎮堡を設置した。これに伴い16世紀には中国人(漢族)農民が鴨緑江付近まで進出するようになった。時代が下るにつれ中洲をどちらに帰属させるか、江を隔てて鶏犬相聞こゆるに至った両国民を如何に統治するのかという課題が朝鮮政府と遼東都司との間に浮上してきたのである。

ところで鴨緑江の南北両岸や江内中洲は中朝両国にとって辺境地帯であり、朝鮮史・中国史・女真史の何れにおいても研究対象でありながら、これまであまり注目されてこなかった<sup>(2)</sup>。しかし1990年代末に中国政府が東北工程を開始してから、俄然韓国人研究者の関心を惹くようになった。東北工程をめぐる中韓の紛争は日本人には容易に理解し難い。主たる争点は高句麗や渤海を中国少数民族史の一環節と捉えるか、あるいは韓国史に含めるかである。しかし中国と韓国・朝鮮の国境が鴨緑江・豆満江となったのは明代＝朝鮮時代からであり、古代・中世に両江を挟んで独立国家を樹立し固有の文化を保有していた高句麗や渤海を国民国家の枠組みに押し込めて解釈するのは無理がある。それでも韓国人がこの問題に敏感に反応するのは、かつての朝鮮民族(韓民族)は朝鮮半島(韓半島)から旧満洲までを包含する広大な領域を自己の支配下に置いており、従って旧満洲もまた自民族の故地であるという民族主義に強い影響を受けているからであろう。

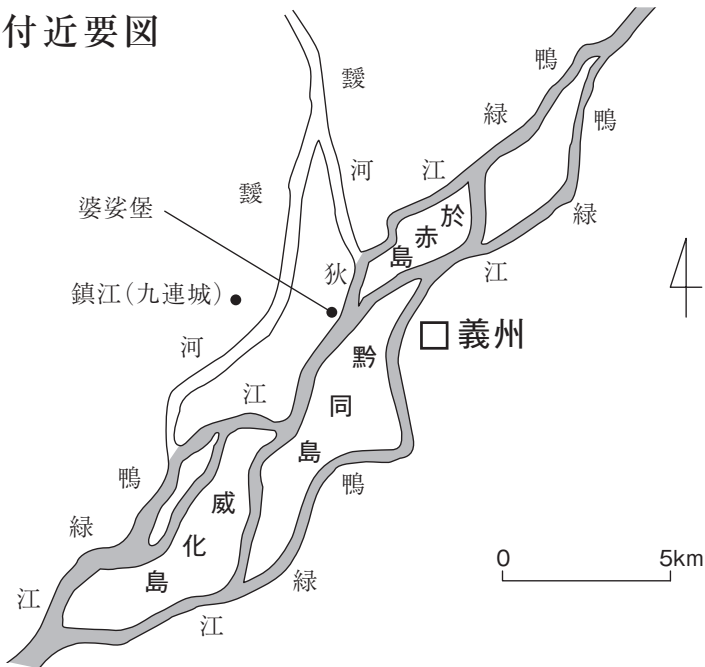
国境が概ね確定した朝鮮時代史においても、韓国では遼東辺牆外部の明国領や所謂「間島」を中朝両国の緩衝地帯と見なし、中国が一方的にここを蚕食したとする考えが根強い。研究対象は主に遼陽の連山関から湯站に至る東八站地域であるが、鴨緑江中洲の開墾に限って見ると、徐仁範が領土問題の一環としてこれを論じている。徐は「鴨緑江河口の沿岸島嶼をめぐる朝明領土紛争」と題した論文の結語で、

明朝は遼東地域に軍事機構である遼東都司を設置し統轄した。太祖朱元璋は遼東の治所である遼陽から180里離れた連山関を明朝と朝鮮の

境界と定めた。ここから鴨緑江までは空地であり緩衝地とし、遼東人と朝鮮人が混居して紛争を致すことを事前に遮断する名分を掲げた。しかし実際には女真の侵入に頭を痛めていたのである。女真族が強大となった明中期以後、明朝は東八站地域に堡を設置し、鴨緑江まで辺牆を築き始め、朝鮮方面に徐々に領土を拡張し、また実質的にも管轄するようになった。特に成宗年間以後からは朝鮮が耕作していた鴨緑江河口沿岸島嶼に遼東人が到来し、居住して開墾し始めると、両国間には領土紛争が発生し始めた（63頁）。

と総括しており<sup>(3)</sup>、明の領土拡張が東八站から鴨緑江中洲に至ったと見なし

### 義州付近要図



本図は15世紀の河川・中洲・都市名を現代の衛星写真(Google Earth)上に落とし込んだものである。従って当時の河川の流路、中洲や都市(義州城)の形状を正確に表してはいない。

ている。しかし明が国境沿いに空曠地帯を設け、中国人の立ち入りを制限していたことを以て、同地が朝鮮領であったと断定することはできない。明は朝鮮と協議せず独断で辺墻の修築や鎮堡の設置を実施しており、朝鮮も遼東における明の軍事力強化に危機感を抱いていたものの、表だって抗議してはいない。また徐は論文の序説で、

本稿ではまず国境認識が芽ばえる前である朝鮮前期における明朝の鴨緑江河口沿岸での領土拡張について叙述する。特に鴨緑江河口沿岸島嶼、たとえば三島（威化島・於赤島・黔同島）などに対する耕作問題をめぐって繰り広げられる朝鮮と遼東都司、そして明朝との間に提起された問題を分析する。この過程を通して中国の学者の見解を批判し、更には鴨緑江河口沿岸という辺疆地域を通して、南北統一後、韓・中両国間に提起されるかもしれない政治・外交・経済・国防・社会などに関連する多様な問題を解決しうる糸口を提供することを期待する（35頁）。

と語っており、中洲をめぐる歴史的事象は今日の政治課題と直結するとの認識を明示している。しかし現在上記三島を含む中洲の大部分は北朝鮮領に属しており、中洲開墾史研究が半島統一後の領土問題に裨益するとは考えられない。そもそも歴史研究を政治の手段とするのは正しくない。

筆者は、当時の中朝国境は鴨緑江と豆満江であったという認識に立っている。そして鴨緑江の中洲については両国間に暗黙の了解さえ存在しなかったと考える。明朝にとって鴨緑江は単なる線であり、その線にも僅かながら面積があるとは認識していなかった。しかし朝鮮政府にとって、食糧不足に苦しむ義州軍民の救済は喫緊の課題であり、その解決策として義州付近に位置する威化島・黔同島・於赤島の開墾が企図された。但し宗主国明との領土紛争は断じて回避せねばならないし、よしんば外交問題が解決できたとしても、農民が喜んで中洲に入植するとは限らない。確かに中洲は肥沃である

が、鴨緑江の溢水や女真族の襲撃といった危険が伴うからである。中洲開墾は外交・軍事・民生・自然の諸要素が複雑に絡み合って遂行され、時として中断されたのである。本稿は朝鮮前期の鴨緑江中洲三島開墾史を領土問題に単純化させず、上記諸要素を複合的に再検討するものである。

## 第1章 禁耕から起耕へ

元朝が高麗を服属させていた時、鴨緑江兩岸は保州（義州）を除き全て元の疆域であった。従って鴨緑江は元の内河であり、当然中洲も元の領土であった<sup>(4)</sup>。明朝成立後、鴨緑江は事実上の国境線となったが、兩岸には元朝の遺民が多数居住していたものと思われる。但し彼らはモンゴル人ではなく、女真族（金朝遺民）・中国人・朝鮮人などであったと考えられる。

朝鮮の建国後も江辺では多様な出自の元朝遺民が雑居し、その一部は中洲にも居住していたと思われる。世宗6年（1424）平安道敬差官は、壬寅年（世宗4年）に鴨緑江以遠の耕作を禁止したが、於赤島は4本の支流で対岸と隔てられ、また義州城の居民が於赤島で耕種しているので、従来通り民の入耕を許し収租すべしと報じており<sup>(5)</sup>、世宗24年（1442）平安道都節制使は、威化島・円直島・水清島には義州からの越耕者がおり、遼東人が常に松站等処に来往して彼らと通交するので、朝官を派遣して審査検束すべしと上啓して裁可されているように<sup>(6)</sup>、政府は中洲の開墾を原則禁止していたが、その理由は北岸の遼東人との私通を防止するためであった。ここで言う遼東人とは中国人ではなく、東寧衛（遼陽）に居住していた元朝遺民の朝鮮人のことである<sup>(7)</sup>。世宗30年に起草された上教に「平安道沿辺州県は上国と連境す。今者遼東人民、出居して松站に至る。其れ東寧の民は元我国に系り、国人族類と相属す。無識の徒、族戚に謁見するに托言し、潜に相い往来し、或いは上国の人物を招誘し、或いは財物牛馬を盜窃せり。此に因り釁を生

じ、遂に事大の義を失わば、慮らざる可からず。厳しく禁防を立て、私相交接し擅に自ら往来せしむる毋かれ」とあるように<sup>(8)</sup>、東寧衛朝鮮人との私通は犯罪を誘発し、延いては明との外交関係を毀損させる恐れがあった。

中洲三島での耕作禁止措置は義州の食糧事情を逼迫させた。そこで世宗27年（1445）平安道觀察使趙克寛は威化島・今音同島・於赤島の耕作解禁を上啓し、議政府も賛同したので、世宗は開墾を許した<sup>(9)</sup>。

だが三島の開墾は吉林方面から建州に西遷してきた女真族にとって格好の襲撃対象となった<sup>(10)</sup>。世祖7年（1461）9月17日女真兵15余騎は義州の鳥没亭に侵入し、積穀を焼いて農民を掠い、黔同島から威化島に向かったところで朝鮮軍と遭遇し、退却した<sup>(11)</sup>。翌年2月韓明澮はこの事件の経緯を「初め義州の民は三島を占め田と為すこと多し。厥の地土腴え、禾稼歳ごとに登れば、江外に於いて斥候を遠くし、守護を厳しくし、民をして往来耕穫せしむること、以て常と為せり。張孟昌は泰帖に狙れ、民の野に布するを縦したれば、老幼を挈いて往くに至れり。兀良哈趙三波等突として島中に入り、人口・頭匹を擄め、其の拒む者有らば、腹を剝り心を割き、窮残極めて酷し。民の望見せる者、多くは水に赴き死せり。孟昌閉関して出でず、判官趙孝孫麾下を率いて之を江外に追えど及ばず。遂に三島を捐てんと欲し、民耕を許さず」と整理し、「請うらくは義州人をして三島の田を還耕せしめんことを」と訴えたので、世祖も「深く墾り柵を設け、守護軍を多定し、判官或いは口伝軍官に令し、帶領して往来耕稼せしめよ」と命じた<sup>(12)</sup>。

韓明澮の啓文から読み取れるのは以下の2点である。第1に、女真族の掠奪対象は家畜と人口（奴隷労働力）であったことである。彼らが中国人や朝鮮人の男女を掠って使役していたことは、当時の史料に頻出する。第2に、朝鮮の開墾方式は当初より往来耕穫すなわち毎日義州から舟で三島に渡り、守護軍の警護の下で耕作するものであり、三島に定住しなかったことである。これは明との領土問題に対する懸念からではなく、女真族が人口を狙っ

ていることに因るものであることは明白である。趙三波の襲撃が成功したのは、張孟昌が気を緩め、人民の定住を放置していたからに他ならない。

このように世祖は中洲の開墾に積極的であった。世祖 10 年 (1464) 8 月には内資尹鄭六乙が提起した鳥没亭開墾案に対し、領議政申叔舟は同島の越江耕耘に賛成し、右議政黃守身は、鳥没亭と黔同島は守備が困難であり、威化島なら可能だと述べたが、世祖は申叔舟の意見に従った<sup>(13)</sup>。同年 11 月には平安道都巡察使韓繼美が、鳥没亭と黔同島は賊路が四通して耕治が困難であるが、威化島の中国側河流を浚渫して人馬の往来を禦ぐなら、同島は耕種が可能であるとして、来春に近傍の諸邑から軍人 2000 名を動員して開墾すべしと請い、裁可された<sup>(14)</sup>。翌年 2 月世祖は平安道觀察使金謙光に義州三島及申胡水耕墾事目を送り、蘭子・黔同・招募・威化・申胡水を開墾し、義州牧使が前 3 者を、麟山節制使が威化島を、方山万戸が申胡水を守護せよと命じた<sup>(15)</sup>。

しかし鴨緑江の浚渫も守備軍の派遣も現地の軍民にとっては大きな負担であった。また開拓農民にとっても毎日義州と中洲とを往来するのは極めて不自由であった。そこで翌 12 年世祖は承政院に命じ平安道觀察使吳伯昌に馳書せしめ、九龍淵を浚渫し鴨緑江と狄江を連結すれば、鴨緑江は北流と南流に分岐し、三島の農作に便利だと言う者があるので、義州牧使に命じて実地調査せよと命じた。しかし吳伯昌は、狄江は鴨緑江より川底が高いので、鴨緑江と連結しても無益だと馳啓した<sup>(16)</sup>。これによると、今日の鴨緑江は義州付近で南北両流に分岐し、北流が本流となっているが、当時の北流は多雨時を除いて水量が減少したり干上がったりしており、鬩河の分流である狄江と呼ばれていたらしい。そこで鴨緑江の水勢を狄江（現在の鴨緑江北流）に誘導することで南流を浅くし、女真族の渡河を困難にする一方、義州農民の渡河を容易にしようと考えられたのであろう。しかし北流は鬩河によって運ばれてきた土砂が堆積し、南流より浅くなっているため、バイパスを造ること

は極めて困難であった。

その後起耕論は逆風に晒された。世祖 13 年（1467）5 月義州牧使禹貢・昌城鎮僉節制使朴良信・麟山郡守李揆らが鴨緑江を越えて対岸へ狩猟に出掛けたところ、兀良哈騎兵千余名の攻撃を受け、鳥没亭で包囲され敗北したとの報を聞き、世祖は新たに李尹仁を義州牧使に任命し、辺境防御策を下問した。ところが李尹仁は、義州がしばしば犬羊ども（女真族を指す）の辱めを受けるのは、民に三島の田を越耕させているからだとして、逆に開墾論の放棄を請うた。世祖は禹貢の失策と 1 度の小敗で直ちに国土を棄ててよいものかと反論し、申叔舟も守備を嚴重にすれば憂いはないと同調した<sup>(17)</sup>。翌 14 年 3 月頃には平安西道節制使金堅寿が義州居民の訴えを馳啓しているが、その内容は、江外の黔同島・鳥暮亭・威化島はかつては定住して農耕することができたが、辛未年に兀良哈が入寇して以後、数多くの農民が連れ去られて田税数が減少し、軍士が疲弊し人民に無益だとして、起耕の中止を請うものであった。これに対し申叔舟は来年を待って再開せよと提議し、世祖も中洲を放棄すべからずと伝教した<sup>(18)</sup>。このように世祖は起耕政策を堅持しようとしたが、李尹仁のように反対する官僚も出現したし、何より義州人民が越江耕種を嫌がった。

同年 9 月世祖は歿し、睿宗が即位した。睿宗元年（1469）閏 2 月申叔舟と韓明澮は三島へ往来耕作する義州人民を軍士に護衛させること、節度使に命じて造船屯兵させることを上啓した<sup>(19)</sup>。彼らは世祖の三島起耕政策を継承し、対女真防備を一層強化することを企図したのである。

以上のように、世宗期までの朝鮮政府は明との間で犯越問題が発生することを警戒し、中洲の開墾を抑制していた。世宗 27 年には起耕が解禁されたが、女真族の襲撃を恐れ、守護軍の警護の下、日中に渡江して耕作させる方法が採られた。往来の煩わしさを厭って定住する者もいたようであるが、世祖 7 年に兀良哈趙三波が入寇してから居住禁止は再度徹底された。世祖は起



耕を継続したが、現地の農民は開墾に背を向けるようになった。

## 第2章 起耕論の再燃と挫折

睿宗政権は短命に終わり、成宗が跡を襲うと、開墾慎重論が再び台頭するようになった。成宗元年（1470）2月国王が李鉄堅の「義州三島の耕種、民は其れ之を厭えり」という建言の当否を臣下に諮問したところ、申叔舟ら世祖の功臣は厳しく警護すれば可能であると答申し、「世祖の必ず此の島を耕種せんと欲する者は、其の後世必ず唐人の奪う所と為るを慮ればなり」として領土問題にまで言及した。そこで成宗は申叔舟らに作らせた義州三島起耕事目を新任の平安西道節度使河叔溥に授け、起耕政策を継承しようとした<sup>(20)</sup>。

李鉄堅の建言とは、彼が平安西道節度使の任に在った時、現地の諸弊を書啓したもので、具体的には「義州人民はもともと三島に居住し農耕に従事していたが、最近賊変により皆内地に戻った。今三島に烟台や木柵を新設して人民に往来農耕させているが、臣が民情を観察したところ、渡江往来が労苦であるのみならず、賊変も懸念されるので、皆耕作を願っていない。臣が思うに、今この地を耕作せずとも、既に烟台や木柵を設置しているからには、これを棄てたことにはならない。もし明朝が長牆の修築を終え、更に（女真族に対する）防戍を厳しくするなら、（三島は）事実上内地と同じになるから、5-6年後に入耕しても遅くはないが、もし強いて民情に逆らえば、彼らの流亡が心配される。しばらく彼らの願いに従うべし」というものであった<sup>(21)</sup>。

前稿で述べたように、長牆とは正統8年（1443）に修築が開始された遼東辺牆東段部分のことを指す。明の動向に対し、世祖や睿宗は強い警戒感を抱いていた。申叔舟が世祖の考えとして述べたのは、中洲三島を先取しておくか

ないと後で明に奪われるという悲観論であった。その背景には、万一三島が明国領となり、鴨緑江南流を挟んで中朝両国が接壤するようになれば、犯越が頻発するであろうという危惧があった。一方李鉄堅の主張は、明が防衛を強化し、女真族の侵攻を禦いでくれれば、後々開墾が容易になるという楽観論であった。但し彼の訴えの主眼は義州の民意を尊重せよというものであり、開墾時期の先延ばし案は申叔舟らの強硬論をかわすための方便であろう。成宗が最終的にどのような結論を下したのか不明であるが、開墾は再開されなかったようである。

ところが成宗 12 年（1481）勅使鄭同が明の湯站設置に際して朝鮮に食糧支援を要請したことを受け、6 月 9 日都承旨金升卿が三島起耕の再開を提唱し、同 13 日には礼曹判書李坡も農民の往来耕作、木柵・農幕の設置、軍士による警護などを進言したので、同日成宗は平安道觀察使申澣に下書して、起耕の便否と民情の動向を調査するよう命じた<sup>(22)</sup>。翌月申澣は順川郡守曹淑沂を都に派遣して三島起耕策を上啓し、成宗は議政府・領敦寧以上に命じてこれを審議させたが、鄭昌孫ら諸臣は「三島の起耕は民の情願なりと雖も、賊変も亦慮るべき也。請うらくは挙行する勿れ」と回答したので、結局沙汰止みとなった<sup>(23)</sup>。

起耕は実施されなかったが、明の防衛線が湯站到まで迫ったことで朝鮮政府の警戒心は高まり、義州付近における長城の修築が急がれた。その渦中の成宗 16 年（1485）10 月、司憲府掌令李誼は「且つ若し義州の黔同・鳥没・威化三島に屯田を置き、而して老江・宣沙・広梁等処の防戍不緊の水軍を役して二三年耕治せしめ、租を畜え以て築城の軍に饋れば、則ち国に於いて民に於いて甚だ便なり矣」「田器を具え耕牛を備え、多く渡船を造り、耕耘の時は木柵を設けて斥埃〔候〕を遠くし、朝渡暮還せしめ、居間の月は則ち磚を燔き石を聚めしめ、其の一歳の生穀の数を計り、三四年を期すれば、則ち辺廩漸く蓄うなり矣」と提唱した<sup>(24)</sup>。成宗はこれを議政府および領敦寧以上

に諮ったところ、賛成したのは韓明澮のみで、沈澮・尹弼商・李克培・尹壕・李坡・鄭恬・金謙光・鄭蘭宗ら諸臣はこぞって野人の防遏が困難だとして反対し、洪応も三島耕墾により儲穀に余裕ができてから築城に取り掛かるのでは遅すぎるという立場から反対した<sup>(25)</sup>。翌年10月には義州牧使曹淑沂が辞朝の際、義州の軍需が不足しているため、三島の中で鴨緑江流が比較的深く女真族が渡河し難い威化島に屯田を設置せよと上啓したが、成宗は着任後民情を採訪せよと伝教するに止めた<sup>(26)</sup>。

今回の起耕論は長城修築事業における食糧備蓄を目的とし、手の空いた水軍を駆使し、屯田という形で計画されたことが特徴的である。しかし水軍の兵士は地元民で構成されており、しかも収穫の全てが収公されるため、義州の農民以上に中洲開墾という危険な任務を願わなかったであろう。

しかし起耕論は熾り続けた。成宗19年(1488)5月武靈君柳子光は上書して、明が湯站に築城したからには、遠からず娑娑府を設置し、三島を起耕するであろうとして、対明防衛の観点から三島起耕の再開を訴えた<sup>(27)</sup>。娑娑府(娑娑堡)は鴨緑江北岸の鬩河三角洲に在り、壬辰倭乱の際には中江開市が実施された所である。これに対し、翌月13日平安道節度使李秉正は、於赤島は義州城北門外1里余に位置し、往来耕作が甚だ容易であり、外側には西江(鴨緑江北流)と狄江が流れているので、統軍亭の上に物見櫓を設置し、耕作しながら守護させれば全く心配要らないので、同島の起耕は有利無害であるが、黔同島は義州城と30余里隔たり、威化島は更にその1.5倍も隔たり、共に蘭子江・鴨緑江の外にあるので、起耕には不適だと上疏した。そこで同日成宗は義州牧使曹淑沂に下書し、於赤・黔同・威化三島の地勢、必要な民戸数と守備兵数、女真の侵入経路を調査させた<sup>(28)</sup>。ここにようやく中洲三島の起耕が動き出したのである。

だがこれは明側の察知するところとなり、同年冬遼東都指揮使司は皇帝を通さず朝鮮政府に直接移咨するというという異例の措置を採った。この経緯

については前稿で詳述したが、簡単に要約すると以下の通りである。すなわち遼東都司は義州城軍士が北岸で掠奪を働いたことを口実として開墾に容喙した。同年12月、承政院は三島が狄江の南に位置するので中国とは無関係であると答申したが、成宗が領敦寧以上および六曹・漢城府の官僚らに議論させたところ、中洲三島は中国に属するので開墾を控えた方が無難であろうという意見が大勢を占めた。そこで成宗は起耕を断念した<sup>(29)</sup>。

成宗は当初威化島に木柵と仮家（仮小屋）を建設しようと企図し、20年春より築造を始める予定であったが、平安道観察使は義州長城の修築と同時に威化島の開墾を実施することが困難だとして、20年秋に材木を準備し、21年春より築造するよう上啓した<sup>(30)</sup>。このことは従来の往来耕作方式を改め、農民を仮小屋に一定期間（恐らく農繁期のみ）居住させる計画であったことを意味する。この方針転換は義州人民の起耕意欲を掻き立てた。成宗20年5月には都承旨韓堰が、朝廷が既に屯田を中止したのに、官吏らは武器や舟楫を調べ耕墾に備えているので、下諭して止めさせることを請うているし<sup>(31)</sup>、同年12月には特進官李秉正が、前日義州の人が三島を開墾するため漕船300艘・大船50艘の建造を議し、伐木の役で全道が大騒ぎしているが、明朝がこれを探知したら大事になるし、大雨が降ると三島が冠水し農民が溺死するであろうと上啓した<sup>(32)</sup>。これらの事実、義州と中洲とを毎日往来して耕作することが極めて困難である一方、農繁期に仮小屋で生活できれば農民は喜んで中洲開墾に向かうことを示している。

以上のように、成宗元年・12年・16年・19年に再燃した4度の起耕論は、前3回については農民の忌避により、最終回については遼東都司の介入により、全て頓挫した。ここで確認しておかねばならないのは、徐仁範が主張するように、朝鮮政府は中洲の領有権を確保するため、三島を開墾して既成事実を作ろうとしたわけでは決してないことである。確かに朝廷は明の防衛線が開州から湯站へ延び、やがて婆娑堡に達することを警戒していた。しかし

領有権の主張が目的であったとするなら、成宗 19 年に承政院が出した狄江以南は朝鮮領だとする見解を、その後重臣らがあっさり覆して、中洲三島を含む鴨緑江南流の外は中国領だと結論付け、成宗もこれに従ったことが理解できない。世祖も成宗も三島起耕は義州の糧餉を確保するためであり、万一明朝または女真族が平安道に侵攻して来ても、義州で防禦できる体制を構築するためであった。従って三島開墾と長城修築は同一目的で計画されたのである。だから明朝の出先機関である遼東都司が介入すると、言い換えると起耕が外交問題を惹起すると、政府は直ちに計画を撤回したのである。遼東都司が移咨したのも、国境線上に位置する中洲の領有権を主張するためではなく、皇帝の諒解を経ず一方的に現状変更することは控えて欲しいと朝鮮政府に示唆するためであったと思われる。

### 第 3 章 中国人の開墾と遼東都司の対応

燕山君期においても政府は中洲開墾に慎重であった。燕山君 2 年 (1496) 10 月義州牧使黄衡は、明が既に湯站を設置しており、また婆娑堡を開設して黔同島・威化島・鳥没坪の良田を占拠するならば、これを止める手立てがないとして、義州城と長城の修築および中洲三島の起耕を上疏した。これに対し尹弼商ら廷臣は、三島起耕は利弊が拮抗し、また先王も久しく禁じてきたとして反対した<sup>(33)</sup>。

一方明は黄衡の予想通り防衛線を鴨緑江岸まで押し下げてきた。燕山君 6 年 4 月平安道觀察使宋軼は、広寧戸部郎中王某と湯站指揮高起が軍を率いて黔同島に来たり、開原衛各堡の人口調査と湯站から鴨緑江までの里程計測が目的だと告げたことを馳啓した<sup>(34)</sup>。翌年平安道觀察使曹淑沂は、於赤島・灘子島への入居耕種を許可すべしと願い出たが、韓致亨・成俊・李克均らの反対により沙汰止みとなった。ただ李克均は、灘子・於赤・威化・黔同 4 島は

鴨緑江の南北支流に挟まれているが、西流（南流）を閉塞して北流ともども狄江に流入させれば、これらは朝鮮領となるであろうとも主張している<sup>(35)</sup>。もちろん北流より水深が深い南流を堰き止めることなど到底不可能である。

燕山君9年（1503）には曹淑沂が、辛酉年（燕山君7年）より進めてきた円直・従達両島の屯田が成功したので、更に威化島も開墾すべと提案し、右議政柳洵も、明が湯站以西に戍堡を配置したことにより安全が確保されたとして、これに賛成した。しかし戸曹は、まず大川・水口・松山・大門・麟山・海口を開墾せよと主張したので、威化島の起耕は沙汰止みとなった<sup>(36)</sup>。

中宗期に至り明の防衛線は遂に鴨緑江岸の娑娑堡に到達した。中宗3年（1508）10月領議政柳順汀は、明が黔同島の対岸に娑娑府を設置せんと欲しているので、義州人民に黔同島を開墾させ、将来の紛争を予防せよと提案し、翌月には議政府・府院君・六曹判書ら重臣も賛成したが、平安道觀察使は黔同島起耕を不可とし、於赤島なら可能だと上啓した。そこで翌4年3月、柳洵・朴元宗・柳順汀ら諸臣は「中国が若し娑娑堡を復設すれば、則ち必ず此の島を耕さん。大国の我が城底に来耕するは甚だ便に非ざる也」として黔同島開墾の必要性に理解を示しながら、「民情は同島の起耕を望んでいないので強制すべきでないが、於赤島はかつて屯田を置いた経験があり、耕地が狭く衣食に事足りないものの、鎮に近く賊変もない」とする平安道觀察使金崱の啓本を引用し、於赤島の開墾を許すべしと上啓した<sup>(37)</sup>。こうして政府はまず於赤島の起耕から着手することを決意したのである。

しかし黔同島であれ於赤島であれ、義州人民は往来耕作を忌避した。そこで中宗4年9月柳順汀は於赤島東北端で鴨緑江南流を閉塞し同島を陸続きにする案を提起し、李克均の黔同島陸地化案は河底に高低差があり不可能であったが、於赤島なら問題ないと主張した。しかし柳洵ら重臣は工事の難易度や堤防の強度が予測し難いとして觀察使・節度使に調査させよと具申し、兵曹は閉め切り堤防が雨季に決壊すると回答したので、於赤島の起耕も中止

された<sup>(38)</sup>。結局威化・黔同・於赤三島は起耕されなかった。

中宗 9 年（1514）8 月には平安道觀察使閔祥安が、娑娑堡で中国人の入植が始まったと状啓した。続いて 10 月には平安道節度使黃衡が、黔同島・鳥没坪の起耕と義州軍民数の増強を状啓した。しかし朝廷の重臣らは黔同島起耕にも軍民数増強にも慎重論を唱えた<sup>(39)</sup>。結局黃衡の提案は実現しなかったようである。

朝鮮王朝実録に拠る限り、中洲における中国人の定住が確認されるのは中宗 26 年（1531）からである。すなわち同年 11 月、聖節使潘碩杓は帰国の途上遼東都司に呈文を送って威化島中国人の刷還を要請し、都司も鴨緑江が氷結する前に刷還を終えると答えた。彼は威化島が朝鮮領だとは主張しておらず、同島は女真族が襲来する危険があり、万一入植者が掠られると朝鮮は明朝廷の譴責を免れないとして、懇ろに善処を求めた<sup>(40)</sup>。刷還はすぐには行われなかったようであり、翌 27 年 10 月に至りようやく遼東都司が指揮 3 名を義州に派遣し、威化・円直両島に入植した中国人の送還を開始した。ところが両島の入植者は退去を拒んだので、指揮孫承恩は家屋 117 戸を焼き払った。だが彼らは威化島に戻って幕舎を張ったので、平安道觀察使申公済はこれを焼き払うべしと中宗に馳啓した。礼曹は、暴力的排除は外交摩擦を招来するとしつつ、これを放置し門庭に来居させれば永世の患となるだろうと判断し、朝廷で議論せよと上啓した。これを受け議政府は礼曹と協議し、威化島の結幕を撤去し来春の起耕を防止すべしと上啓し、中宗もこれを裁可した<sup>(41)</sup>。

それでは中洲の領有権について遼東都司と朝鮮政府はどのように認識していたのであろうか。中宗 28 年（1533）4 月国王は、先に黔同島で家屋を焼却し居住者を刷還した遼東都司の下僚が朝鮮側官員に対し「この島は貴国が主管せよ」と語った旨を報告した平安道觀察使申公済の書状を承政院に下付し、「書状を見ると、中国人が同島に戻って起耕造家したので、義州は軍を

率いて彼らを駆逐し、石で殴り合ったとある。もしこれが収まらず、遂に弓矢で攻撃するに至れば、遠からず不測の事態が起こるであろう。今黔同島に中国人が来居しているが、これは遼東都司の意図より出たものなのか、それとも明朝廷が関知しているものなのか。もし明朝廷が関知しているのであれば、黔同島は本来我が国の領土ではないので、中国人は追い払ってもまた来るが、我が国が鴨緑江を越えて駆逐し、明朝廷がこれを聞いて非と為せば、大層畏れ多いことになりはしないか」と述べ、大臣らに議論させた。そこで領議政鄭光弼・左議政張順孫・右議政韓効は協議し、収穫前に田畑を蹂躪することは可能だが、武力行使は不可であるとし、今次の聖節使を通して遼東都司に通知せよと上啓した。司憲府もこの案に賛成し、遼東都司の許可を得ず勝手に蹂躪すれば、事大の礼に悖るのみならず、将来の釁を生むかもしれないとして、義州牧使金鉄寿に開諭駆逐させるべしと建議した。中宗が司憲府の啓を再度三公に議論させたところ、鄭光弼らはこれを是としつつ、「昨年遼東都司が黔同島の入植者を刷還し家屋を焼却した際、朝鮮がこの島を主管せよと言ったので、やむを得ず我が国がこれを主管しているが、石塊で撃ち合ったのは中国人の為す所であり、朝鮮人の仕業ではない」として、まずは遼東都司に請願し、その後蹂躪すべしと上啓した。その後4月23日には威化島でも中国人入植者と朝鮮軍との間で衝突が発生した<sup>(42)</sup>。

遼東の役人は朝鮮の地方官に「此島爾国主張之」「此島汝国主之」と語ったとされるが、これは明朝が朝鮮に黔同島の領有権を認めたことを意味するものではなく、遼陽から遠く離れた同島での中国人不法入居者の取締り業務を朝鮮側に押し付けたに過ぎない。朝鮮政府もこれを認めつつ、相手が宗主国の人民であることから、まず遼東都司に刷還を請願し、代執行の許可を得た後で、農作物を踏み潰す程度の実力行使をしようとした。明が黔同島への入植を禁止している以上、朝鮮が同島の越境起墾を行えるはずもなく、中宗は「彼島本非我国之地」と断言している。但しこれは黔同島が明国領である



ことを意味してはおらず、中洲は明にも朝鮮にも属さない中立地帯であることを示しているだけのことである。

両国の生ぬるい対処に乗じ、中国人入植者は一向に減少しなかった。中宗 29 年閏 2 月には威化島に再び中国人が入植したので、中宗は「威化島は疆域の外地」だと判断し、聖節使が北京に赴く際、遼東都司に伝達せよと伝教した。しかし翌月には礼曹判書柳灌が、この度平安道と咸鏡道が中国人を刷還するので、通事李和宗に彼らを移送させ、彼を通して遼東都司に移咨すべしと提案したので、中宗も李和宗を派遣することに同意した<sup>(43)</sup>。

その後しばらく江辺は平穏であったが、中宗 35 年（1540）には中国人の開墾が再び活発化した。同年 4 月領議政尹殷輔らは、黔同島上端の造山・設陥両坪で中国人が起耕しているので、遼東都司に移咨して禁止させるべしと上啓した。坪とは平地を指すが、ここでは黔同島に附属した小さな中洲という意味であろう。8 月には礼曹参判尹漑が明使に随行する宣慰使として義州に赴いた際、通事車允成に命じて調査させたところ、「唐人が以前冒耕した所は威化・黔同両島であったが、今日冒耕している所は造山坪・設陥坪両島である。……この両島の可耕地は既に尽く耕されている。両島には数箇所の農幕が仮設されており、狄江を越境し河辺に居住する者が村を形成している。狄江は雨水が少なければ舟楫を用いず徒渉することができる。故に同地の居民は日常的に往来して冒耕し、かの村を作って居住する者は専らこの地を耕して糧を得ている。もしこの地の耕作を禁止すれば、勢い居住できなくなるであろう」との報告を受けた<sup>(44)</sup>。

中国人入植者は狄江（現在の鴨緑江北流）を越えて両坪を冒耕しており、取締りの対象となることは明白である。注意すべきは彼らの一部は狄江北岸すなわち婆娑堡一帯から往来して耕作していることである。鴨緑江は義州付近で鬩河と合流する。そのためこの一帯は土砂が堆積して中洲が形成されるが、北流は鬩河の運んだ土砂が溜まって川底が浅くなり、渇水期には干上が

る。北流が狄江と呼ばれ、鬩河の支流と見なされるのもそれ故である。水深が浅くなった川は女真族騎馬兵にとっても中国人開墾者にとっても徒渉が容易になる。そこで朝鮮政府は過去に2度、南流を塞ぎ河水を全て狄江に流し込むことを検討したが、膨大な工事費が掛かり、堤防が決壊しない保証もないので、何れも沙汰止みとなっていた。このような地勢を利用して中国人は易々と中洲に到来し開墾を実施したのである。

同年秋尹殷輔らは、中国人が先に黔同島の3箇所に立てられた禁標石を倒し、同島および設陥坪で耕作を続けているので、まずは遼東都司に善処を願い、聞き入れられない場合には皇帝に上奏すべしと上啓した。そこで通事李和宗が遼東に派遣され、彼は11月21日に新任の巡按山東監察御史胡文挙に咨文を進呈し、夾江（鴨緑江中洲）の禁耕を要請した。24日胡文挙は布政使胡于に調査を命じ、また総兵官李景良、都司大人陳善・周益昌、布政使胡宇と協議し、定遼中衛經歷楊一揆と定遼前衛指揮瓢守清を夾江に派遣して、人家を焼却し、開墾面積を調査し、冒耕者を逮捕し、標石文改竄の有無を調べさせることを決めた。29日李和宗は楊一揆・瓢守清と一緒に遼陽を出立し、12月5日に鴨緑江辺に至り、ここで湯站指揮李時高と合流して、同日夕方夾江へ赴き、人家・柴草・穀物を焼却した。この時夾江の入植者が朝鮮人も於赤島を冒耕していると瓢守清に訴え、瓢守清は事実を確認した上で李和宗を詰問したが、李和宗はそれらが正徳年間に耕作した時の痕跡であり、立石禁革以後は開墾していないと弁明したので、彼らも納得した<sup>(45)</sup>。こうして中朝両国は中洲の無人化で共同歩調を取ったのである。

中宗36年9月26日左議政洪彦弼は、夾江は肥沃で来年も冒耕の危惧があるので、これまでの対応を明皇帝に謝恩するだけでなく、今後の善処も奏請せよと上啓し、10月8日中宗は三公に、崔演を謝恩使として明に派遣し、詔誥の謝恩と併せて夾江禁耕を要請すべきか否かを諮ったが、結論は出なかった。同月26日洪彦弼は前言を翻し「鴨緑江以西は中国の土地である。

今次の奏請は本来両国の辺民が密かに相争わんと企図していることを言辞としているが、その意図は領土を争い片隅の土地を区分けするかの如きであり、これを言うのは甚だ困難である。明朝廷がこれに困って我が国を咎めれば、その損害はどうして小さからうか。ただ遼東の来咨に基づき謝恩使を送るのが宜しい」と上啓した。だが中宗は彼の進言を聞き入れなかった。11月5日には承文院が夾江单子を提出したが、その内容は夾江と馬耳山での開墾禁止を奏請するものであった。翌日尹殷輔ら廷臣は、監察御史曾侁と胡文挙は夾江禁耕に尽力したが、胡文挙は間もなく離任するので、この機会に奏請すべしと建議したが、洪彦弼らはその困難さを強調したので、今度は中宗が奏請を撤回した<sup>(46)</sup>。

この後も中国人による中洲の開墾や江上での漁撈は間歇的に発生した<sup>(47)</sup>。しかし朝鮮政府は最後まで皇帝への奏請を行わず、出先機関である遼東都司への移咨に止めた。その理由は先の洪彦弼の発言に表れているように、国境での治安問題が宗主国との領土問題に発展することを恐れたからであった。確かに朝鮮は15世紀まで、義州の兵餉を充実させるため、中洲の開墾に熱心であった。しかしそれは女真や明の軍事的脅威を義州で防遏するためであった。従って起耕により明が無用の疑念を抱けば、たとえ直接侵略されなくとも、女真の襲撃から守ってくれなくなる恐れがあった。これでは本末転倒である。ただ中国人が中洲に入植し、両国民が耕地をめぐる争闘することは避けたかった。そこで遼東都司に禁革を咨請したのである。

明政府もまた尺寸の土地をめぐる朝鮮と事を構える気など毛頭なかった。壬辰倭乱を経た宣祖34年(1601)2月朝鮮朝廷は蘭子島を空島化することの是非について議論し、36年5月同島の禁耕を鎮江総兵と遼東布政使に移咨した<sup>(48)</sup>。恐らく朝鮮は蘭子島の開墾を手控えるので、明も同様の措置を講じて欲しいと頼んだのであろう。宣祖38年(1605)12月には鎮江城の金遊撃が下僚を替子(黔同)島に派遣し、「左至替子島。右至蘭子島。皆朝鮮地

界」と刻まれた石碑を立てた<sup>(49)</sup>。鎮江総兵は黔同島と蘭子島を朝鮮領と認めたのである。朝鮮側が蘭子島の空島化を宣言したのに対し、明も黔同島・蘭子島の領有権承認で応えたものと思われる。その後中洲冒墾をめぐる両国の交渉は史料に表れないことから、結局明側が領有権で譲歩し、朝鮮側が起耕を自重することで問題は解決されたようである。

おわりに

国初より朝鮮は鴨緑江を中朝国境と定め、明もこれを認めていた。しかし鴨緑江内の中洲については所属が未確定であった。中洲は肥沃であるため私的な開墾も見られたが、政府は両国民の犯越私通を警戒して耕作を禁止した。世宗 27 年に至り越江耕種が開始されたが、中には定住する者も現れた。しかし鴨緑江は義州付近で鬩河と合流するため、中洲北岸は南岸より河流の水深が浅くなり、渇水期には騎馬での渡江が可能であった。世祖 7 年兀良哈趙三波が中洲を襲撃したので、政府は定住禁止と往来耕作を徹底させたが、義州の民はこれを忌避した。

世祖は義州の食糧を充実させるため中洲三島の開墾を推進し、成宗期には 4 回にわたり起耕論が提起されたが、義州人民の忌避と遼東都司の介入により挫折した。一方明の防衛線が鴨緑江岸まで到達し、湯站一帯の安全が確保されたことにより、中国人農民が北岸に進出し、中宗 26 年より中洲に定住して起耕を始めた。そこで朝鮮政府は遼東都司に彼らの刷還を求め、遼東側もこれに応じた。その後入植と刷還との颯ごっこが繰り返されたが、宣祖 38 年に明が黔同島と蘭子島を朝鮮領とする石碑を立てた後、中洲三島は事実上封禁されることになった。

明清交替以降も中洲の封禁は維持された。しかし 18 世紀に至り清の脅威が相対的に低下すると、開墾は再開されたようである。英祖 8 年 (1732)・

英祖 25 年（1749）・正祖 5 年（1781）には、中洲五島の内、威化島以外は皆既に開墾されていると廷臣が述べている<sup>(50)</sup>。恐らく黔同島や蘭子島など明末に領有権が確認された所に辺民が入植したのであろう。その後所属が未確定であった威化島についてもしばしば開墾が唱えられたが、純祖 11 年（1811）義州府尹趙興鎮の上疏が允許されたことで、ようやく同島の起耕が始まった<sup>(51)</sup>。

総じて、朝鮮と明との間には領土問題が存在しなかった。義州と遼東とは鴨緑江により疆域が劃定されていた。朝鮮政府は義州の食糧事情を改善するため中洲三島の開墾に野心的であったが、中洲を排他的領土だとは認識していなかった。明もまた朝鮮の要請を受けて中洲に入植した中国人の刷還を実施しており、開墾が領土紛争に発達することを未然に抑制したのである。韓国が独島や白頭山カルデラのような無住の地に対し排他的領有権を主張するのは歴史的経緯によるものではなく、近代ナショナリズムの産物なのである。

## 註

- (1) 拙稿「義州長城再考」北九州市立大学『外国語学部紀要』152号，2021年。以下前稿と記す。
- (2) 従来研究成果としては、津田左右吉「高麗末に於ける鴨緑江畔の領土」『朝鮮歴史地理』2巻，南満洲鉄道株式会社，1913年（『津田左右吉全集』11巻，満鮮歴史地理研究1，岩波書店，1964年）、麻生武龜「李朝時代の西北領界と鴨緑江——特に清朝との関係を論ず——」稲葉博士還暦記念会編『稲葉博士還暦記念満鮮史論叢』1938年、三田村泰助「朝鮮側史料より見た清初の疆域——主として鴨緑江方面——」『朝鮮学報』21・22輯，1961年、金声均「朝鮮朝 北境関防定礎 略考」『白山学報』15号，1973年、金炅春「鴨緑江下流 朝・清国境線形成問題考」『辺太燮博士華甲紀念史学論叢』三英社，1985年などがある。発表年代は比較的

古く、また清代＝朝鮮後期を対象としたものが多い。

- (3) 徐仁範「압록강하구 沿岸島嶼를 둘러싼 朝・明 영토분쟁」『明清史研究』26輯, 2006年。
- (4) 盧基植「중국학계의 明代 만주 및 조선관계 인식」『韓國史論』40, 2004年, 27-28頁。
- (5) 『朝鮮世宗實錄』卷26, 世宗6年10月辛未。
- (6) 同右, 卷97, 世宗24年9月壬戌。
- (7) 河内良弘「明代遼陽の東寧衛について」『東洋史研究』44卷4号, 1986年。
- (8) 『朝鮮世宗實錄』卷121, 世宗30年7月戊戌。
- (9) 同右, 卷107, 世宗27年3月丙戌。今音同島は黔同島を指すものと思われる。
- (10) 女真族の建州への移動については園田一龜『明代建州女直史研究』国立書院, 1948年を参照。
- (11) 『朝鮮世祖實錄』卷25, 世祖7年9月丁巳・辛酉。
- (12) 同右, 卷27, 世祖8年2月甲申・辛卯。
- (13) 同右, 卷34, 世祖10年8月乙酉。
- (14) 同右, 11月丙寅。
- (15) 同右, 卷35, 世祖11年2月壬辰。
- (16) 同右, 卷38, 世祖12年閏3月乙亥、同右, 卷40, 世祖12年11月己卯。
- (17) 同右, 卷42, 世祖13年5月丙寅・甲戌。
- (18) 同右, 卷45, 世祖14年3月庚辰。なお辛未年に相当する文宗元年(1451)には元良哈が入侵したという記録がない。恐らく趙三波が襲来した辛巳年(世祖7年)の誤りであろう。
- (19) 『朝鮮睿宗實錄』卷4, 睿宗元年閏2月乙丑・己卯。
- (20) 『朝鮮成宗實錄』卷3, 成宗元年2月乙丑・辛未。
- (21) 同右, 卷4, 成宗元年3月丙戌  
初。同知中枢府事李鉄堅。以平安西□[道]節度使邇來。書啓本道弊瘼。其一

曰。義州人民。本居三島。安土樂業。頃因賊變。皆徙內地。今於三島。新設烟台・木柵。使民往來業農。臣審民情。非但以涉江往來為勞。又畏賊變。皆不願耕。臣意謂。今雖不耕其地。已設烟台・木柵。非棄之也。若中朝畢築長墻。更嚴防戍。則實同內地。待五六年入耕。未晚也。若強違民情。則流亡可慮。姑從其願。

□は欠字、大括弧は引用者註を示す（以下同じ）。前稿で私は成宗元年3月頃に李鉄堅が現地から書啓したと記したが、この時彼は既に平安西道節度使を離任し、河叔溥に交替していた。

- (22) 同右，卷 130，成宗 12 年 6 月壬子・丙辰。
- (23) 同右，卷 131，成宗 12 年 7 月丙戌。
- (24) 同右，卷 184，成宗 16 年 10 月辛丑・壬寅。
- (25) 同右，丙午。
- (26) 同右，卷 196，成宗 17 年 10 月庚寅。
- (27) 同右，卷 216，成宗 19 年 5 月庚寅、同右，卷 217，成宗 19 年 6 月丙申。
- (28) 同右，卷 217，成宗 19 年 6 月乙巳。
- (29) 前稿，138-140 頁。
- (30) 『朝鮮成宗實録』卷 223，成宗 19 年 12 月戊午。
- (31) 同右，卷 228，成宗 20 年 5 月戊午。
- (32) 同右，卷 235，成宗 20 年 12 月乙酉。
- (33) 『燕山君日記』卷 18，燕山君 2 年 10 月丁酉・癸卯。
- (34) 同右，卷 37，燕山君 6 年 4 月丁酉。
- (35) 同右，卷 40，燕山君 7 年 4 月壬辰・癸丑。
- (36) 同右，卷 49，燕山君 9 年 3 月己卯・甲申、同右，卷 50，燕山君 9 年 8 月庚戌。
- (37) 『朝鮮中宗實録』卷 7，中宗 3 年 10 月辛巳・壬寅・11 月癸卯、同右，卷 8，中宗 4 年 3 月甲辰。
- (38) 同右，卷 9，中宗 4 年 9 月戊午・閏 9 月庚申、同右，卷 10，中宗 4 年 12 月癸

巳。

- (39) 同右, 卷 20, 中宗 9 年 8 月庚戌、同右, 卷 21, 中宗 9 年 10 月壬子。
- (40) 同右, 卷 72, 中宗 26 年 11 月壬子。なお後述するように黔同島も家屋焼却と刷還の対象とされた。
- (41) 同右, 卷 73, 中宗 27 年 10 月壬辰・11 月丙辰・12 月己卯・壬午。
- (42) 同右, 卷 74, 中宗 28 年 4 月甲戌・丁丑・己卯・庚辰・5 月乙巳。
- (43) 同右, 卷 77, 中宗 29 年閏 2 月癸亥・乙丑・3 月壬申・癸酉・4 月丙寅。
- (44) 同右, 卷 93, 中宗 35 年 4 月辛未・8 月壬午。
- (45) 同右, 卷 93, 中宗 35 年 9 月戊申・丙辰、同右, 卷 94, 中宗 35 年 10 月己巳・11 月乙卯・12 月甲戌。
- (46) 同右, 卷 96, 中宗 36 年 9 月己酉・10 月庚申・戊寅・11 月丁亥・戊子。
- (47) 同右, 卷 97, 中宗 37 年正月辛亥、同右, 卷 98, 中宗 37 年 6 月乙未、同右, 卷 102, 中宗 39 年 4 月丙申、『朝鮮明宗実録』卷 24, 明宗 13 年 5 月辛未など。
- (48) 『朝鮮宣祖修正実録』卷 134, 宣祖 34 年 2 月乙酉、同右, 卷 162, 宣祖 36 年 5 月己未。
- (49) 同右, 卷 194, 宣祖 38 年 12 月甲寅  
義州府尹具義剛馳啓。臣到任之後。令通事朴麟禧。以立碑事。往稟於鎮江城金遊擊。則本月初七日。遊擊差送守堡官及本衙門旗牌官一人于替子島。立碑於天使宴庁前。以左至蘭子島。右至替子島。皆朝鮮地界。刻碑面事。
- (50) 『承政院日記』第 742 冊, 英祖 8 年 5 月 8 日、同右, 第 743 冊, 英祖 8 年 5 月 22 日、同右, 第 1043 冊, 英祖 25 年 4 月 21 日、同右, 第 1500 冊, 正祖 5 年 12 月 17 日。
- (51) 同右, 第 1993 冊, 純祖 11 年 2 月 15 日、同右, 第 1996 冊, 純祖 11 年閏 3 月 1 日。但し『龍湾誌』卷上、島嶼、威化島は純祖 10 年と記す。